

経営事項審査に係る確認書類の簡素化について

R3.3.30 監理課

このことについて、国からの要請を受け、令和3年4月1日以降に申請されるものについて次のとおりとします。

(1) 「完成工事高整理表」(山口県様式第1号)における工事实績の確認書類

建設工事の種類毎に請負代金の大きい上位3件

※内容に疑義がある場合は、追加で書類を求めることがあります。

※申請書類に虚偽があった場合は、建設業法第28条の規定により、営業停止処分の対象となります。

(2) 「技術職員名簿」(20005 帳票)における資格を有することを証明する書面

今回の審査基準日の直前の審査基準日における経営事項審査(以下、前回という。)を受審している場合、以下の者についての資格者証のみを提示

- ① 今回の技術職員名簿から新たに掲載された者
- ② 前回の技術職員名簿から有資格コードを変更する者
- ③ 有効期間の確認が必要な資格を有する者

例：基幹技能者(コード064)、大臣の認定により資格を有する者(コード003)

※常勤性及び6ヶ月を超える雇用期間の確認、監理技術者資格者証の交付を受けていることの確認は現行どおり必要です。

(3) 「技術職員実務経歴調書」(山口県様式第2号)における記載内容

今回の審査基準日の直前の審査基準日における経営事項審査(以下、前回という。)を受審している場合、以下の者についての実務経歴のみを記載

- ① 今回の技術職員名簿から新たに掲載され、技術職員実務経歴調書の記載が必要な者
- ② 前回の技術職員名簿から業種コードを変更し、技術職員実務経歴調書の記載が必要な者